

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00010 沿革 （略） <u>平成 28 年 3 月 9 日 一部改正</u> （以下「組合」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鋼材）の特約書を次のとおり締結するものとする。	貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00010 沿革 （略） （以下「組合」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鋼材）の特約書を次のとおり締結するものとする。	
第 1 条～第 13 条 （略）	第 1 条～第 13 条 （略）	
（保険契約の訂正等） <u>第 14 条 組合が保険契約の訂正を行った場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由により生じた損失のうち、訂正事項に基づいて生じた損失については、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u>		
（特約書の終了） 第 15 条 輸出者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第 1 条第 1 項に規定する特約期間にかかわらず、当該輸出者を当事者とする対象契約に係る部分について、この特約書は失効する。 2 （略）	（特約書の終了） 第 14 条 輸出者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第 1 条第 1 項に規定する特約期間にかかわらず、当該輸出者を当事者とする対象契約に係る部分について、この特約書は失効する。 2 （略）	
（特約書又は約款の改正） 第 16 条 日本貿易保険は、第 1 条に規定する期間中に貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、その改正に従ってこの特約書又は約款を改正するものとする。	（特約書又は約款の改正） 第 15 条 日本貿易保険は、第 1 条に規定する期間中に貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、その改正に従ってこの特約書又は約款を改正するものとする。	

新	旧	備考
る。	る。	
（特約書又は約款の改定の申込み等） 第 17 条 日本貿易保険は、第 1 条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、この特約書又は約款の改定を申込みことができる。 2 （略）	（特約書又は約款の改定の申込み等） 第 16 条 日本貿易保険は、第 1 条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、この特約書又は約款の改定を申込みことができる。 2 （略）	
（他の手続事項） 第 18 条 この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が別に定める。 上記のとおり特約書を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。 年 月 日 輸出組合名 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印 <u>附 則</u> <u>この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。</u>	（他の手続事項） 第 17 条 この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が別に定める。 上記のとおり特約書を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。 年 月 日 輸出組合名 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印	
附帯別表第 1 ～附帯別表第 3 （略）	附帯別表第 1 ～附帯別表第 3 （略）	